

生命共済

「万が一の備えとして」
「大切な家族のために」
「がんばっている従業員のために」

みなさまの声
から生まれた

シンプルな生命共済

死亡共済金

200万円

掛金

月額 950円

6歳以上～70歳未満の方にご加入いただけます。

県共済（愛媛県火災共済協同組合）は、愛媛県内の中小企業者ならびにその従業員の方を対象とした共済事業を目的として、昭和33年に愛媛県の認可を受け設立された協同組合です。

できるだけ少ない負担（掛金）で、万一の不測の災害に備えるための共済制度をご提供し、中小企業・小規模事業者の皆様が安心して事業活動を行えることを目的としております。

詳しくは裏面をご覧ください 

共済掛金と保障内容	契約コース (死亡共済金)	共済掛金	
		年額掛金	月額掛金
	300万円	17,040円	1,420円
	200万円	11,400円	950円
	100万円	5,640円	—

ご加入の範囲

満6歳以上満70歳未満

健康で正常に就労または日常生活を営んでいる方
※申込時に簡単な告知が必要となります。

共済責任の開始時期

初年度契約の場合は、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時となります。ただし、口座振替の場合は、共済期間の初日の午前0時となります。

共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年間で毎年自動的に更新されます。ただし、共済契約申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

共済金をお支払いしない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済受取人の故意または重大な過失
- 闘争行為、犯罪行為、刑の執行
- 自殺行為
(ただし、加入後1年後の場合はお支払いいたします。)
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 戦争、外国の武力行為、暴動、核燃料物質等によるもの
- 上記以外にもお支払いできない場合があります。詳しくは当組合または代理所におたずねください。

- 職種によってはご契約の制限またはお引き受けできない場合がございますので、代理所または当組合までご照会ください。
- 個人情報の取扱いについて・・・ご加入に際してご提出いただく個人情報は法令を遵守しその安全管理に努めます。
- このパンフレットは、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「生命傷害共済普通共済約款」・「重要事項説明書」をご覧ください。
- 共済のご加入に際し、県内で事業を実施されている方は、1口200円の出資にて組合へのご加入をお願い致します。

県共済

愛媛県火災共済協同組合

〒790-0001 松山市一番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館2階)

089-945-1313



県共済ホームページ

<https://ehime-kyosai.or.jp/>

取扱代理所

